

日本弁護士連合会様

2013年2月1日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（通称「子どもと法・21」）

わたしたちは、2012年5月21日付で貴会子どもの権利委員会宛に「検察官関与に反対する意見書」を提出しました。検察官関与のスタンスについては、わたしたちの会と日弁連の意見書は異なりますが、日弁連意見書でも予断排除の法則等のない現行法の検察官関与には反対のほうです。そこで、日弁連においても検察官関与拡大を反対する立場を貫いていただきたいという意見書を提出しました。

しかしながら、本年1月28日に行われた法制審少年法部会第4回において、日弁連推薦委員は検察官関与拡大に賛成したとおききました。また、少年刑の重罰化の問題でも、日弁連推薦委員の一人が賛成したと聞いています。

日弁連推薦委員は日弁連執行部の指示の下で賛成したものと考えます（少なくとも外部はそのように見ます）のでこれらは日弁連の意見とみなし、その前提で以下を述べます。

まず、検察官関与や刑の重罰化に賛成することは、子どもに対しても、わたしたち市民に対しても、そして少年法に対しても大きな裏切りです。抗議をします。

同時に、法制審の総会では一からの議論のし直しを求め、検察官関与の拡大及び刑の重罰化には反対してください。

【理由】

1 わたしたちは、貴会子どもの権利委員会の求めにより全面的付添人実現のための運動に協力してきました。協力を求められた際、何点か危惧があり貴委員会に対してはその危惧を指摘し、それを回避することを条件に協力してきたのです。

- ・全件国選付添人により弁護士のみが付添人になる事態を生じさせないこと。
- ・国選付添人拡大につき、2000年「改正」に一体的になされた検察官関与と国選付添人というような事態を生じさせないこと。わたしたちの会はいかなる検察官関与も反対であるので、少なくともこの拡大は絶対にさせないこと。

2 ところが冒頭に記したとおり、日弁連推薦委員は、法制審少年法部会では国選付添人拡大とセットにされた検察官関与拡大に賛成票を投じたのです。「それぞれ別の問題ですから個別に採択するように」ということすら求めなかったとうかがいます。

法制審という場は誰でもが参加できる場ではなく、選ばれた人たちです。そして日弁連推薦委員は非行をした子どもなど少数派の権利を護るため代表して出る委員なのです。度重なる少年法「改正」に反対し、少年法の刑事裁判化や厳罰化に危惧する市民は日弁連推

薦委員に頼るしかないのです。こうしてみると、検察官関与に賛成した今回の事態、これがわたしたちに対する裏切りでなくて何でしょう。

3 ついで 2013 年 1 月 28 日の日弁連会長談話をみて意見を申し上げます。

まず、なぜ厳罰化批判がないのでしょうか。わたしたちが貴子どもの権利委員会へ出した意見書は検察官関与に反対する点のみでした。まさか日弁連が厳罰化に賛成するとは想像もしなかつたからです。前記会長談話に厳罰化批判がないのは、先述したように日弁連被害者委員会推薦委員が賛成したからだと思います。

日弁連被害者委員会は「犯罪被害者からの視点だと厳罰化には賛成すべきだ」という認識の下で賛成したのでしょうか？犯罪被害者である片山徒有さんや山口由美子さんが理念に基づいた説得的な反対意見を表明していることをみてください（片山徒有さんが代表する「被害者と司法を考える会」の意見書は <http://dp09232070.lolipop.jp/s2012122101.pdf> です）。人権擁護を旨とするはずの日弁連が、それでよいのでしょうか？。

そして、検察官関与については、

「要綱（骨子）では、検察官関与の対象事件を、国選付添人制度と同一の範囲に拡大することが盛り込まれている。当連合会は、予断排除の原則や伝聞法則の適用のない少年審判に検察官が関与することにより、少年が成人よりも不利益な地位に置かれ、真実の発見が困難になるおそれがあることを一貫して指摘してきており、このような懸念が払拭されるよう努めなければならないと考える。そのためには、裁判所は検察官関与決定を行うに際しては、その要件及び必要性を慎重に吟味し、謙抑的に判断すべきであり、検察官は審判に関与するに際しては、少年の健全の育成を目的とする少年法の理念を損なうことなく、また、少年が真実を発言できるように配慮すべきである。今後とも、検察官関与制度の適正な運用を求めていく」という意見を表明しています。この「予断排除の原則等がない検察官関与」は今回の要綱で設定した制度自体がもつ問題です。そうした制度に賛成しながら、そこに問題があるから、検察官関与事件数等を「謙抑的に運用すべき」などというのは論理的にも誤りですし、欺瞞以外のなにものでもありません。こうした欺瞞に満ちた談話は、検察官関与に賛成したことを糊塗していると思われても仕方ありません。

4 少年法部会は 4 回、しかも 1 回 2 時間半程度の審議ですので、深い議論はなされていません。国選付添人拡大と検察官関与の拡大はもっぱら「バランス」論という“おとなの”“政治的な”議論であり、子どもの存在・子どもの視点は完全に抜け落ちています。

それに、わたしたちが出した問題点、例えば大阪地裁所長襲撃事件でなぜ冤罪を晴らすのに 4 年もかかったのか、検察官関与がもつ問題について検証すらしていません。

そのような浅薄な審議だったにもかかわらず、日弁連は前記のような対応をしたのです。

5 日弁連が検察官関与に賛成したのは「国選付添人拡大」のためなのでしょう。やむを

得ないと考える人がいるかもしれません。しかし、これは「毒を飲んだ」事態なのです。

議事録を読めば読むほど、法務省の要綱に示された「国選付添人拡大」は子どもの権利保障の観点から出たものではなく、「バランス」論を論拠に「検察官関与拡大」を意図したものだとして理解できます。(多くの市民の反対のため) 2000年「改正」で限定されてしまった検察官関与の範囲を、「全面的国選付添」という日弁連の運動を逆手にとって「ここぞ」とばかり取り戻した、これが法務省の本音でしょう。

そして、国選付添人拡大といっても今以上に付添人のつくケースが拡大するわけではありません。財源が弁護士会から国費に移りますが、子どもからみれば国選化によるメリットがあるわけではありません。

それにこれで付添人は今後事実上弁護士に限定されてしまうのではないかと、という問題もあります。少年審判では弁護士と検察官がいるのは当然という認識を裁判所に広げれば、市民の間にもこの認識を今以上に増大させてしまい、少年審判は刑事裁判化の一端を辿るばかりです。

6 弁護士は人権すなわち少数派を護ることが使命だと思います。これを切り捨て、国家権力拡大の方向のものに、少年に不利益なものに賛成する。このことは大変な問題だと思います。弁護士会ですら少数派を護らない大政翼賛会状態という深刻な問題です。わたしたち市民のショックの大きさは実はここにあります。

7 しかし、法制審審議にはまだ総会がありますので、要綱(骨子)で確定するものではありません。少年法は間違いがあったら何度でもやり直ししようという思想で作られています。その思いで申し上げます。

どうか、法制審総会において一から議論をやり直すことを提言し、その実現を図ってください。それが自身の使命を全うすることですし、市民からの信頼を取り戻す唯一の方法です。

子どもの育ちと法制度を考える 21世紀市民の会(通称「子どもと法・21」)

連絡先 石井法律事務所 TEL 03-3353-0841 FAX 03-3353-0849